

第4章

カンボジア人民党の体制維持戦略

——議会を通じた反対勢力の取り込み・分断と選挙への影響——

山田 裕史

はじめに

1979年1月に政権を掌握したカンボジア人民党は⁽¹⁾、国際社会の主導によって1990年代初頭に導入された民主的政治制度という新たな政治環境に自らを適応させ、現在に至るまで36年以上にわたり政権の座を維持している。国連管理下での制憲議会選挙と新憲法制定を経て、1993年9月に立憲君主制を採用した現体制が発足して以降、カンボジアでは複数政党制による定期的選挙が実施されている。しかし、同国の政治は1990年代後半までに民主主義体制の基準から大きく逸脱する展開をみせた。すなわち、ノロドム・ラナリット第1首相（当時）の放逐に至った、人民党とフンシンベック党による1997年7月の武力衝突（以下、7月政変）を境に、人民党への実質的な統治権力の集中が進み、2000年代には同党による一党支配体制が確立したのである。

こうした政治動向にともない、カンボジアは民主化の定着（consolidation）段階に向かっているとの見方（Brown and Timberman 1998; Albritton 2004）は説得力を失い、同国における民主化は失敗に終わったとの評価が主流となった（Heder 2005; McCargo 2005）。そして、カンボジアの政治体制は2000年代以降、「選挙権威主義（electoral authoritarianism）」（Schedler 2006; 2013; Case 2011）や「選挙独裁（electoral dictatorship）」（Peou 2007）、「競争的権威主義（competitive

authoritarianism)」（Levitsky and Way 2006; 2010; Un 2011）などと形容されている。

政府を構成するための手続きを重視する「手続き的民主主義」が国民に共有された規範となった現在、人民党も他政党と同様に競争的選挙を戦い、権力を維持することが求められる。つまり人民党にとって最も重要な課題は、いかにして次の選挙に勝利して体制を持続させるかである。そのためには、明示的または潜在的な反対勢力の拡大を抑えて政権運営の安定化を図るとともに、選挙に向けて自らに有利な政治環境を創出することが重要となる。

近年の比較政治学では、権威主義体制下の議会の役割として、反対勢力を分断し、その一部を体制側に取り込む（co-opt）ことで体制の安定化を図ることが指摘されている（Lust-Okar 2005; Gandhi 2008; 久保 2013）。しかし実際に支配者や支配政党が議会を通じてどのように反対勢力の取り込み・分断を行っているのかを具体的に検証した事例研究は少ない（Robertson and Reuter 2013）。

人民党も実際に議会を通じて反対勢力の取り込み・分断を行い⁽²⁾、選挙に向けて自らに有利な政治環境の構築を図ってきたが（山田 2014）、従来のカンボジア研究では国民議会は「ゴム印機関にすぎない」（St. John 2005, 416）との評価がなされ、関心が向けられることは少なかった。そのため、議会を通じた人民党による反対勢力の取り込み・分断が選挙結果に影響を及ぼすことが、十分に理解されてこなかったのである。

たとえば人民党は、2003年7月の第3期国民議会議員選挙（以下、2003年総選挙）で73議席（議席占有率59.35パーセント）を得て大勝して以降、一貫して議会指導部の構成や議会内規の変更を通じた反対勢力の取り込み・分断を行ってきた。しかし、2008年7月の第4期国民議会議員選挙（以下、2008年総選挙）と2013年7月の第5期国民議会議員選挙（以下、2013年総選挙）は、人民党にとって対照的な結果となった。同党は2008年総選挙で過去最大となる90議席（議席占有率73.17パーセント）を獲得する一方、2013年総選挙では68議席（議席占有率55.28パーセント）しか獲得できず、大幅に議席数を減らしたのである。

2008年総選挙と2013年総選挙時の違いとして、後者ではポル・ポト政権による圧政とそれに続く内戦期の混乱を知らない若年層が増加し、選挙人の15パーセント以上が初めて選挙権を獲得したこと、およびソーシャル・メディアの浸透によって人々が多角的かつ客観的な情報へアクセスできるようになったことが指摘できる（山田 2013, 6-7）。

とはいえ、人民党は従来と同様、選挙管理機関とメディアを支配し、国家資源を利用した選挙運動や票の買収、選挙人名簿の改竄を行うなど、圧倒的に有利な選挙戦を展開した。さらに、人民党の党員数は2013年3月時点で過去最大の約566万人（人口の38.55パーセント、選挙人の58.48パーセント）に達したことに加え（山田 2013, 5）、経済状況も2008年総選挙時と比べて好転するなど³⁾、選挙を取りまく全般的な環境は人民党にとって前回以上に有利だったともいえる。それにもかかわらず、なぜ人民党は大きく議席を減らしたのだろうか。

筆者はそのおもな要因を、選挙前に反人民党勢力が結集して形成した救国党の存在にあると考える。換言すれば、第3期国民議会（2003～2008年）では人民党が巧みに反対勢力の取り込み・分断を行い、その弱体化に成功したものの、第4期国民議会（2008～2013年）では潜在的な反対勢力のみを取り込み対象とし、明示的な反対勢力の分断に失敗し、救国党の結成を回避できなかったのである。そして救国党は結果として、初めて選挙に参加した若年層とそれまで分散していた反人民党票の受け皿となり、躍進を果たしたと考えられる。

そこで本章は、カンボジアを事例に支配政党による反対勢力の取り込み・分断過程を検証するとともに、その選挙への影響を考察する。具体的には、人民党が第3期および第4期国民議会において、明示的または潜在的な反対勢力の取り込みと分断を図り、どのように自らに優位な政治環境を構築しようとしたのかその過程を検証する。そのうえで、第3期と第4期の比較を通じて、人民党が第4期国民議会では潜在的な反対勢力のみを取り込み対象とし、明示的な反対勢力の分断に失敗したため、選挙に有利な環境を構築でき

なかったことを明らかにしたい。

以下、本章は次のような順で論を進めていく。まず第1節では、1993年以降のカンボジア政治における選挙と国民議会の位置づけを確認する。第2節では、第3期国民議会において人民党が議会指導部の構成と議会運営に関するルールの変更を通じて、反対勢力の取り込み・分断と弱体化を図る過程を明らかにする。それをふまえて第3節では、第4期国民議会での人民党による対野党工作を考察し、第3期との違いを明らかにするとともに、2013年総選挙への影響について論じる。そして「おわりに」では、カンボジアでも議会が権威主義体制維持の一手段として活用されていることを確認しつつも、取り込みや分断の対象次第では選挙結果に大きな違いをもたらし、選挙戦略という点において議会が重要性をもっていることを指摘する。

第1節 カンボジア政治における選挙と議会の位置づけ

本論に入る前にまず、1993年以降のカンボジア政治における選挙と議会の位置づけを述べ、選挙に比して国民議会が軽視されてきたことを確認する。複数政党制による定期的選挙に勝利することが人民党支配にとって最も重要な正当性の源泉として重視される一方で、国民議会は政治ポストとしても権力機関としても二次的とみなされ、国民や援助供与国・機関だけでなく、研究者の関心もあまり向けられてこなかったのである。

1. 正当性の源泉としての選挙

カンボジアでは1993年以降、「複数政党制に立脚した自由民主主義体制」(憲法第1条)が「共有された規範と価値」、すなわち「信念体系やイデオロギー」(Alagappa 1995, 15)となり、競争的かつ定期的な選挙が政権を獲得するためのルールとして定着している。こうした規範と価値、ルールの導入は、

国際化したカンボジア紛争（いわゆる「カンボジア問題」）の和平プロセスの一環として国際社会が主導したものである。

人民党は競争的かつ定期的な選挙というルールを、一党支配体制を確立した後も維持しているが、その背景として次の2点が指摘できる。

第1に、現体制の基本的枠組みとしての、パリ和平協定の存在である。同協定は新憲法の諸原則として、体制移行後のカンボジアが「複数政党制に立脚した自由民主主義体制」を採用すべきことを盛り込んでいた。したがって同国では1993年以降、「手続き的民主主義」が、すべての政党が受け入れるべき規範となった。すなわち、複数政党が参加する定期的選挙というルールが人民党の行動様式を規定しており、人民党はそれに勝利することで支配の正当性を獲得するのである。

第2に、「手続き的民主主義」を維持することが、国際社会による対カンボジア援助供与の大前提となっている点である。カンボジアは1993年から2001年にかけて、諸外国・機関から平均で名目GDPの約12.7パーセント（年間3億～5億米ドルに相当）にもおよぶ多額の援助を受け、そのうち約半分を中央政府の国家予算に組み込んできた（天川 2003, 34）。その後も援助額は増加し、たとえば2009年向けの援助公約額の総額は9億5150万米ドルとなり、2008年比で38パーセント増加した（天川 2009, 224; Ear 2013, 28-29）。

国際社会からの援助獲得は、インフラ整備をはじめ経済開発の担い手を自任する人民党にとって、支配の正当性にかかわる重要な問題である。人民党は1997年の「7月政変」後、国際社会から開発援助を凍結されたほか、ASEAN加盟の無期限延期や国連総会でカンボジアの議席を空席扱いとされた苦い経験をもつ。こうした事態を回避して援助を獲得するには、人民党は自らの政府が国民の意思に基づく正当なものであることを、国際社会に対して証明しなければならない。そのための手段が選挙である。

したがって、人民党にとって選挙を定期的に実施し、それに勝利することは、「人民党は国家を適切に統治できる唯一の政党であり、カンボジアに平和をもたらし、カンボジアを国際社会における主権国家としての正当な地位

に復帰させた唯一の政党である」という同党の主張を裏付けるとともに (Hughes 2009), 支配の正当性を確保する最も重要な手段となっているのである。

2. 二次的機関としての議会

選挙の重要性に比して、国民議会はこれまで軽視され、政治ポストとしても権力機関としても二次的な存在にとらえられてきた。まず、政治ポストという観点から国民議会議員をみると、人民党内では国民議会議員というポストに、それほど高い価値がおかれていないことが指摘できる。なぜならば、総選挙の投開票後から選挙結果が確定するまでの期間に、人民党の複数の当選者が議員就任を辞退し、拘束名簿の下位の候補者が繰り上げ当選しているからである。議員就任を辞退した党幹部の多くは現職の大臣や長官、副長官、高級官僚のほか、上院議員や国軍の将官などであり、議員就任辞退後は閣僚に就任したり、上院や国軍などの要職に復帰したりするのが通例となっている⁽⁴⁾。こうした選挙後の議員ポストの返上は、2003年総選挙と2008年総選挙の双方で数多くみられた⁽⁵⁾。

議員就任を辞退して名簿下位の候補者に議員ポストを融通することは、党内に幅広く利益を分配するための権力分有措置としての意味もあろう。なぜならば、国民議会議員は政治ポストとしては二次的であっても、2014年時点で月額約2000~2500米ドル（秘書と運転手ひとりずつの給与を含む）という高額な歳費・各種手当が支給されるからである⁽⁶⁾。しかし党幹部にとっては、議員就任を辞退しても閣僚ポストを得ることができれば、諸外国・機関からの援助や国内外からの民間投資などさまざまな利権に浴することができるため、議員ポストに固執する必要はないと思われる。

つぎに、権力機関という観点から国民議会議員をみるために、議会指導部として議会の実質的な運営を担う国民議会常任委員会と9つの委員会の構成について確認する。常任委員会は本会議の議案の準備や各委員会への法案の送付、

議員に対する懲罰の決定などの重要な役割を担うほか、議会の閉会期間中には議会の職務にあたる。同委員会は、国民議会議長、同第1および第2副議長、各委員会委員長9人の計12人で構成され⁷⁾、集会の定足数は委員数の過半数である（国民議会議内規第7条）。

一方、各委員会は少なくとも7人から構成され、委員長ひとり、副委員長ひとり、書記ひとりを選挙する。各委員会の集会の定足数は、委員数の過半数である（国民議会議内規第10条）。第1期（1993～1998年）から第4期国民議会では、以下の9つの委員会が設置されていた（国民議会議内規第6条）。

- ①人権・異議申立て受理・調査・議会関係委員会（第1委員会）
- ②経済・財政・銀行・監査委員会（第2委員会）
- ③計画・投資・農業・地方開発・環境・水資源委員会（第3委員会）
- ④内務・国防・調査・浄化・公務員委員会（第4委員会）
- ⑤外務・国際協力・宣伝・情報委員会（第5委員会）
- ⑥法務・司法委員会（第6委員会）
- ⑦教育・青年・スポーツ・儀典・宗教・文化・観光委員会（第7委員会）
- ⑧保健・社会・退役軍人・青年更正・労働・職業訓練・女性委員会（第8委員会）
- ⑨公共事業・運輸・通信・郵便・工鉱業・エネルギー・商業・国土整備・都市化・建設委員会（第9委員会）

人民党は第3期国民議会以降、党指導部と国民議会指導部の人的一体化を進めた。まず2005年1月の人民党第5期中央委員会第31回総会において、パエン・パンニャー国民議会第1委員会委員長、チアム・ジアブ同第2委員会委員長、アエク・ソムオル同第6委員会委員長が党中央委員会常任委員に昇格した。また同年11月の臨時党大会において、モム・チュムファイ国民議会第7委員会委員長とトリー・チアンフオト同第3委員会副委員長が党中央委員に選出された。これら5人はいずれも1980年代から国民議会議員や大臣、副大臣などを歴任してきた古参幹部である。これにより、第3期国民議会常任

委員会の人民党議員7人の内訳は、党中央委員会常任委員が2人から5人へ、党中央委員が4人から2人となった。

こうした傾向は、人民党が国民議会常任委員会を独占した第4期国民議会においてさらに顕著となった。国民議会常任委員12人のうち、党中央委員会常任委員が6人、党中央委員が5人を占めるに至り⁽⁸⁾、党指導部の意向がより確実に議会指導部に反映される体制が構築された。人民党にとっては、党

表 4-1 国民議会常任委員会の構成 (1993~2013年)

	第1期 国民議会 1993~1998年	第2期 国民議会 1998~2003年	第3期国民議会		第4期 国民議会 2008~2013年
			2003~ 2006年3月	2006年3月~ 2008年	
議長	CPP	FUN	FUN	CPP	CPP
第1副議長	FUN	CPP	CPP	CPP	CPP
第2副議長	BLDP	CPP	CPP	FUN	CPP
第1委員会委員長	BLDP	CPP	CPP	CPP	CPP
第2委員会委員長	CPP	CPP	CPP	CPP	CPP
第3委員会委員長	FUN	FUN	FUN	FUN	CPP
第4委員会委員長	CPP	FUN	FUN	SRP	CPP
第5委員会委員長	FUN	FUN	FUN	SRP	CPP
第6委員会委員長	CPP	FUN	CPP	CPP	CPP
第7委員会委員長	CPP	CPP	CPP	CPP	CPP
第8委員会委員長	FUN	CPP	CPP	CPP	CPP
第9委員会委員長	FUN	SRP	FUN	FUN	CPP
ポスト配分数	CPP 5 FUN 5 BLDP 2	CPP 6 FUN 5 SRP 1	CPP 7 FUN 5	CPP 7 FUN 3 SRP 2	CPP 12
議席数	FUN 58 CPP 51 BLDP 10 MOLINAKA 1	CPP 64 FUN 43 SRP 15	CPP 73 FUN 26 SRP 24		CPP 90 FUN 2 SRP 26 HRP 3 NRP 2

(出所) 国民議会各種資料をもとに筆者作成。

(注) 1) 「CPP」はカンボジア人民党、「FUN」はフンシンベック党、「BLDP」は仏教自由民主党、「MOLINAKA」はモリナカ党、「SRP」はサム・ランシー党、「HRP」は人権党、「NRP」はノロドム・ラナリット党を示す。

2) 政党名の後の数字は、常任委員会に占める各政党所属議員の数、または獲得議席数を示す。

3) 網掛け部分は野党を示す。

内で議案の審査や調整を行えば、議会での実質的な議論はほとんど不要となり、非常に「効率的」な議会運営が可能となる。議会は権力機関として完全に二次的な存在となったのである（表4-1を参照）。

このように人民党一党支配体制下の国民議会は、政治ポストとしても、権力機関としても二次的な地位にあるため、その動向はあまり注目されてこなかった。たとえば、国民議会の運営状況はテレビや新聞などでも報道されるが⁹⁾、国民の関心は総じて低いのが現状である。一般の国民が国民議会の見学や議会本会議の傍聴に訪れることはほとんどないだけでなく、有権者が議員事務所に陳情を寄せることも非常に少ない¹⁰⁾。

同様に、対カンボジア援助供与国・機関の間でも、国民議会に対する関心はそれほど高くない。選挙監視団を派遣し、ときには選挙運営に対する批判的な声明を発出するといった、選挙に対する関心の高さとは対照的である¹¹⁾。またカンボジア研究においても、国民議会は「政府の支配と介入に屈しており」（Peou 2007, 92）、「ゴム印機関にすぎない」（St. John 2005, 416）といった評価がなされてきた。

つまり、これまで国民議会はカンボジア政治において重要な機関と認識されておらず、人民党の選挙戦略にとって重要な役割を果たすとは考えられてこなかったのである。一方、こうした国民議会に対する内外の関心の低さは、人民党が国民議会を操作するうえで好条件であったといえる。次節以降では、人民党が国民議会を通じて反対勢力をどのように取り込み、分断し、そして弱体化させたのか、その過程を考察する。

第2節 第3期国民議会（2003～2008年）

本節では、第3期国民議会において人民党が、国民議会常任委員会と9つの委員会におけるポスト配分、そして憲法と国民議会内規の変更を通じて、反対勢力の取り込み・分断と弱体化を図る過程を跡づける。議会の実質的な

議事運営を担うこれらの委員会を支配し、国民議会の定足数について規定した憲法の条項と、議事運営手続きを定めた国民議会内規を自らに有利な内容に変更することで、人民党は議会を意のままにコントロールしたのである。

1. フンシンベック党の取り込み, サム・ランシー党の排除 (2004~2006年)

(1) フンシンベック党の取り込み

人民党は2003年総選挙(定数123)において73議席(前回は9議席増)を得て伸長したが、単独内閣の樹立に必要とされる定数の3分の2(82議席)には届かなかった。一方、1993年から人民党と連立政権を組むフンシンベック党は、前回選挙から続く退潮傾向に歯止めがかからず、26議席(前回は17議席減)という大敗を喫した。これに対して野党のサム・ランシー党は、首都プノンペン選挙区で人民党とフンシンベック党を破るなど、24議席(前回は9議席増)を獲得する躍進を果たした(表4-2を参照)。

選挙後、フンシンベック党とサム・ランシー党は「民主主義者同盟」を結成し、フン・セン首相の交代および3党連立によるオール与党体制の樹立を望む旨を表明した。しかし、これらの要求は人民党に拒絶され、その後、政治的膠着状態によって新内閣を樹立できない事態が1年近く続くこととなる。

この間、国民議会は機能不全に陥った。憲法の規定では、選挙から60日以内に最初の会期を開会することになっているが、2003年10月ようやく当選者の就任宣誓が行われ、第3期国民議会の開会が宣言されたのは同年12月であった。しかも、政党間の対立から議会指導部の選出を行うことができず、選挙後初の会合は即座に閉会するに至った(天川2004)。

2004年3月、人民党とフンシンベック党は2党連立内閣の樹立に合意し、同年7月にはフン・センを首相とする新内閣が発足した。2003年総選挙でフンシンベック党の凋落が顕著となったにもかかわらず、人民党は、閣僚ポストと州知事・市長ポストの4割をフンシンベック党に提供した。こうした取り込みを図ることで、フンシンベック党とサム・ランシー党による民主主義

表 4-2 制憲議会選挙および国民議会選挙の結果（1993～2013年）

政党	制憲議会選挙（1993年5月）				第2期国民議会選挙（1998年7月）				第3期国民議会選挙（2003年7月）			
	得票数	得票率	議席数	議席占有率(%)	得票数	得票率	議席数	議席占有率(%)	得票数	得票率	議席数	議席占有率(%)
カンボジア人民党	1,533,471	38.23	51	42.50	2,030,790	41.42	64	52.46	2,447,259	47.35	73	59.35
フンシンベック党	1,824,188	45.47	58	48.33	1,554,405	31.71	43	35.25	1,072,313	20.75	26	21.14
サム・ランシー党	-	-	-	-	699,665	14.27	15	12.30	1,130,423	21.87	24	19.51
仏教自由民主党	152,764	3.81	10	8.33	-	-	-	-	-	-	-	-
モリナカ党	55,107	1.37	1	0.83	8,395	0.17	0	0	6,808	0.13	0	0
その他	446,101	11.12	0	0	609,253	12.43	0	0	512,034	9.91	0	0
有効票	4,011,631	94.01	-	-	4,902,508	96.93	-	-	5,168,837	97.94	-	-
無効票	255,561	5.99	-	-	155,289	3.07	-	-	108,657	2.06	-	-
合計	4,267,192	100	120	100	5,057,797	100	122	100	5,277,494	100	123	100

政党	第4期国民議会選挙（2008年7月）				第5期国民議会選挙（2013年7月）			
	得票数	得票率	議席数	議席占有率(%)	得票数	得票率	議席数	議席占有率(%)
カンボジア人民党	3,492,374	58.11	90	73.17	3,235,969	48.83	68	55.28
フンシンベック党	303,764	5.05	2	1.63	242,413	3.66	0	0
サム・ランシー党	1,316,714	21.91	26	21.14	-	-	-	-
人権党	397,816	6.62	3	2.44	-	-	-	-
ノロドム・ラナリット党	337,943	5.62	2	1.63	-	-	-	-
救国党	-	-	-	-	2,946,176	44.46	55	44.72
その他	161,666	2.69	0	0	202,601	3.06	0	0
有効票	6,010,277	98.35	-	-	6,627,159	98.40	-	-
無効票	100,551	1.65	-	-	108,085	1.60	-	-
合計	6,110,828	100	123	100	6,735,244	100	123	100

(出所) 国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) および国家選挙委員会 (NEC) 発表の選挙結果をもとに筆者作成。

(注) 網掛け部分は与党を示す。

者同盟の分断に成功したのである。

2004年7月に第3期国民議会が正常化すると、人民党は議会においても政治ポストの供与を通じてフンシンベック党の取り込みを図るとともに、サム・ランシー党を議会の政策決定過程から排除する動きをみせた。

まず、人民党はフンシンベック党に国民議会議長ポストを供与し、党首のノロドム・ラナリットを議長に再任した。各委員会の委員長ポストは、人民党が5つ、フンシンベック党が4つ獲得し、委員長ポストを獲得した政党がその委員会で過半数を占めることとなった。これにより、常任委員会の内訳は人民党7人、フンシンベック党5人となり、フンシンベック党は議会にお

表 4-3 国民議会内各委員会の構成 (1993~2013年)

	第1期国民議会	第2期国民議会	第3期国民議会		第4期国民議会
	1993~1998年	1998~2003年	2003~ 2006年3月	2006年3月~ 2008年	2008~2013年
第1委員会	● BLDP 1, ■ CPP 3, FUN 3	● CPP 5, ■ FUN 3, SRP 1	● CPP 4, ■ FUN 3	● CPP 4, ■ FUN 3, SRP 2	●■ CPP 7
第2委員会	● CPP 3, ■ FUN 4	● CPP 5, ■ FUN 3, SRP 1	● CPP 4, ■ FUN 3	● CPP 4, ■ FUN 3, SRP 2	●■ CPP 7
第3委員会	● FUN 3, ■ CPP 3, BLDP 1	● FUN 5, ■ CPP 3, SRP 1	● FUN 4, ■ CPP 3	● FUN 4, ■ CPP 3, SRP 2	●■ CPP 7
第4委員会	● CPP 4, ■ FUN 4, BLDP 1	● FUN 5, ■ CPP 3, SRP 1	● FUN 4, ■ CPP 3	● SRP 2, ■ CPP 3, FUN 4	●■ CPP 7, NRP 1
第5委員会	● FUN 3, ■ BLDP 1, CPP 3	● FUN 5, ■ CPP 3, SRP 1	● FUN 4, ■ CPP 3	● SRP 2, ■ CPP 3, FUN 4	●■ CPP 7
第6委員会	● CPP 4, ■ FUN 3	● FUN 5, ■ CPP 3, SRP 1	● CPP 4, ■ FUN 3	● CPP 4, ■ FUN 3, SRP 2	●■ CPP 7
第7委員会	● CPP 3, ■ FUN 3, BLDP 1	● CPP 5, ■ FUN 3, SRP 1	● CPP 4, ■ FUN 3	● CPP 4, ■ FUN 3, SRP 2	●■ CPP 7
第8委員会	● FUN 3, ■ CPP 3, BLDP 1	● CPP 5, ■ FUN 3, SRP 1	● CPP 4, ■ FUN 3	● CPP 4, ■ FUN 3, SRP 2	●■ CPP 7
第9委員会	● FUN 3, ■ CPP 3, BLDP 1	● SRP 3, ■ FUN 3, CPP 3	● FUN 4, ■ CPP 3	● FUN 4, ■ CPP 3, SRP 2	●■ CPP 7, FUN 1

(出所) 国民議会各種資料をもとに筆者作成。

(注) 1) 「●」は委員長ポスト, 「■」は副委員長ポストを獲得した政党を示す。

2) 「CPP」はカンボジア人民党, 「FUN」はフンシンベック党, 「BLDP」は仏教自由民主党, 「SRP」はサム・ランシー党, 「NRP」はノロドム・ラナリット党を示す。

3) 政党名の後の数字は、各委員会の構成員の数を示す。

いても一定の影響力を確保した（表4-1および表4-3を参照）。つまり人民党はフンシンベック党に議会の主要ポストを供与し、政策決定過程に参加させることで取り込みを図ったのである。

（2）サム・ランシー党の排除と国民議会内規の改正

他方、人民党は次の5つの手段を通じてサム・ランシー党の封じ込めを図った。第1に、国民議会常任委員会および各委員会からサム・ランシー党を排除したことが指摘できる。サム・ランシー党は15議席を獲得した第2期国民議会（1998～2003年）において、第9委員会の委員長ポストおよび各委員会の委員ポストを得ていた。しかし2003年総選挙で24議席へ躍進したにもかかわらず、第3期国民議会の前半期（2003年～2006年3月）では¹²⁾、サム・ランシー党は常任委員会のみならず各委員会の委員ポストさえ得られなかったのである（表4-1および表4-3を参照）。これは、国民議会に議席を有する政党は原則として委員会にポストを得るという、1993年以來の慣例に反するものであった。

第2は、サム・ランシー党議員の議員特権の剥奪である。2005年2月に開催された第3期国民議会第2回常会は、サム・ランシー、チア・ポーイ、チアム・チャンニーの議員特権の剥奪を議決した（Rathsaphea 2006b, 1-2）。それぞれの理由は、サム・ランシーとチア・ポーイは首相と国民議会議長に対する名誉毀損、チアム・チャンニーは違法な軍隊を組織したというものであった。議員特権の剥奪には議員総数の3分の2以上の賛成が必要であり、人民党はフンシンベック党の協力を取り付けることに成功したのである。なお、サム・ランシーとチア・ポーイは出国したが、国内にとどまったチアム・チャンニーは逮捕され、軍事裁判所に起訴された¹³⁾。

第3に、国民議会本会議の定足数の削減である。議員特権の剥奪に激しく反発したサム・ランシー党は以後、第2回常会（2005年2～5月）への出席を拒否した。これに加えて、政府の職務と重なり本会議を欠席する人民党とフンシンベック党の議員が複数いたため、定足数割れで本会議が開催できな

いという問題が頻繁に生じた。ここで人民党とフンシンベック党がとった対応は、憲法（第88条）と国民議会内規（第47条）を改正して定足数を削減するというものであった¹⁴⁾。

2005年6月に開催された第3期国民議会臨時会は、サム・ランシー党議員が登院を拒否するなか、定足数を議員総数の10分の7（=87人）から5分の3（=74人）に削減することを議決した。これにより、サム・ランシー党全議員が欠席しても、人民党全議員に加えてフンシンベック党議員がひとりでも出席すれば、人民党は本会議を開催できるようになったのである。

第4に、本会議における野党の発言機会に制限を課すことを目的とした、グループ（krom）制の導入である。これは、各議員は13人以上で1グループを形成し、発言する際はそのグループを通じて議長に許可を求め、議長の許可を得てから発言しなければならないという制度であり、2005年2月に国民議会内規（第48条）を改正して導入された。人民党議員によれば、グループ制の導入以前は各議員が挙手によって発言を求めていたが、とくに野党の同一議員が何度も発言を求めたり、指名されなかった議員が不満を抱き、議会運営が党派的であると議長を批判したりするなどの問題が生じたため、議会の秩序を維持するためにグループ制を導入したという¹⁵⁾。

この規定により、各党のグループ数は、人民党（73議席）が5グループ、フンシンベック党（26議席）が2グループ、サム・ランシー党（24議席）が1グループとなった。なぜ人民党が各グループの構成員数を13人以上としたのかは明らかではないが、フンシンベック党がサム・ランシー党よりも多くのグループを形成できるように配慮しつつ、サム・ランシー党の発言の機会を相対的に減らそうとしたものと考えられる。

第5に、本会議における議員の発言を制止し、禁止する権限を国民議会議長に付与した点である。国民議会内規（第58条）は「各議員が発言する際は討論中の議題に関してのみ発言するものとし、発言内容が議題から逸れた場合、議長は発言者に注意を促す」と規定していた。しかしこの条項は、グループ制の導入と同じく2005年2月に改正され、「当該発言者がなおも議題か

ら逸れた発言を続けた場合、議長は当該発言者の発言を制止し、以後、発言を禁止することができる」との一文が追加された。これは、発言のなかで政府や人民党に対する批判的意見を述べる野党議員が多かったため、それを制限することが目的であったと考えられる¹⁶⁾。

以上のように、人民党は連立内閣のパートナーとして取り込んだフンシンベック党の協力を得ながら、①各委員会からの野党排除、②野党議員の議員特権剥奪、③本会議の定足数の削減、④グループ制の導入、⑤議員の発言の制止・禁止に関する議長権限の強化といった手段を通じて、議会の実質的な政策決定過程からサム・ランシー党を締め出すとともに、党首らを事実上の亡命に追い込むことで野党の弱体化を図ったのである。

2. サム・ランシー党の取り込み、フンシンベック党の排除と分断（2006～2008年）

（1）憲法の「3分の2条項」改正とサム・ランシー党の取り込み

2007年4月に第2期行政区・地区評議会選挙（以下、2007年地方選挙¹⁷⁾、翌年7月に2008年総選挙を控えるなか、サム・ランシー党の封じ込めに成功した人民党にとって、次なる標的は連立与党のフンシンベック党であった。人民党はサム・ランシー党に対する態度を軟化させ、同党の協力を取り付けてフンシンベック党の追い落としを画策したのである。

フン・セン首相とラナリット国民議会議長に対する名誉毀損で2005年12月に禁錮18カ月の有罪判決を受けていたサム・ランシー党首は、2006年2月にフン・センとラナリット宛に謝罪文を送った後、国王から恩赦を付与されて約1年ぶりに帰国した。サム・ランシーは帰国の翌日にフン・センと直接会谈を行い、内閣信任に関する憲法の「3分の2条項」を過半数に削減する憲法改正案を提起した¹⁸⁾。その理由として、1998年および2003年総選挙後のような、長期間におよぶ新政府の不在による政治的混乱を避けるためであるとの説明がなされた。しかし実際には、サム・ランシーが憲法改正案に賛成す

ることと引き換えに、フン・センが国王に恩赦の付与を要請するという、政治的取引があったのではないかと推察される¹⁹⁾。

サム・ランシーが提案した憲法改正案に対して、人民党は直ちに歓迎の意を示すとともに、2008年総選挙で同党が勝利した場合、サム・ランシー党との連立内閣を樹立する可能性を示唆した。それまで人民党との全面対決の構えをみせていたサム・ランシー党は、人民党との協調や同党に対する建設的批判によって、一定の権力基盤を確保しようとする現実路線へ転換した。両党は急速に接近し始めたのである。

他方、フンシンベック党は人民党の連立内閣のパートナーであるにもかかわらず、憲法改正論議に関しては完全に蚊帳の外におかれた。フンシンベック党は、同党への配慮を欠く人民党の言動に不快感を示しながらも、最終的には憲法改正を容認するに至った。

こうした政治的背景と政党間の駆け引きのもと、内閣信任に関する憲法の「3分の2条項」を過半数に削減する憲法改正が2006年3月に実施された。これと同時に、本会議の定足数について規定した憲法（第88条）と国民議会内規（第47条）が再び改正され、定足数は5分の3（=74人）から過半数（=62人）に削減された²⁰⁾。これにより、野党が審議を拒否しても、議会の過半数を占める人民党は単独で本会議を開催し、通常法案を可決できるようになったのである。ただし、議員総数の3分の2以上の承認を必要とする議案（たとえば、憲法改正や議員特権の剥奪）については、定足数は3分の2となった。

さらにこの時、国民議会内規の改正要件について規定した同内規（第82条）が改正され、改正に必要とされる議員の数が、議員総数の3分の2（=87人）から過半数（=62人）に削減された。これにより、人民党は国民議会内規の改正も単独で行えるようになったのである。

以上のように、第3期国民議会では議事運営手続きが人民党に有利な形へ改変され、2006年3月までに同党は単独で、①内閣の樹立、②国民議会の開催、③国民議会内規の改正が可能となったのである。「たとえサム・ランシ

一党の議員たちが承認せずとも、重要なのは過半数の承認を得ることだけである」(COMFREL 2009, 17) という人民党議員の発言が示すように、人民党は「数の論理」に基づき、自らに有利な統治のためのルールづくりを進めたのである。ただしこれらの制度変更は、すべて憲法と国民議会内規が定める手続きに沿って「合法的」に行われたことを付言しておく。

(2) フンシンベック党の排除と分断

人民党は憲法改正後もフンシンベック党との連立を維持したが、実質的にはフンシンベック党員を主要国家機関の要職から排除し、さらには同党の分裂を画策した。フン・センはまず、両党間での権力分有措置として1993年から続いてきたクォータ制 (quota system)²¹⁾を廃止することを宣言した。そして、諸改革の一環として行政の効率化を図るためとの理由で、フンシンベック党のノロドム・セライヴット副首相兼内務共同大臣とニュク・ブンチャイ副首相兼国防共同大臣を、それぞれ内務共同大臣と国防共同大臣から更迭した。ラナリットはこの決定に抗議する形で国民議会議長を辞職した。しかしそれでもフン・センは翻意することなく、2006年7月までの4カ月間に、内閣や国民議会、国家選挙委員会、地方行政機関などの主要国家機関において、約70件にもおよぶ大規模な人事異動を断行した。その目的は、「無能な閣僚や役人を解任して行政の効率化を図るため」であるとされた。しかし実際には、フンシンベック党員だけが解任されるという、きわめて政治的な人事であった(山田2007)。

人民党との協力関係のあり方をめぐり、フンシンベック党内で反ラナリットの動きが表面化すると、フン・センはラナリットの指導力の弱さを批判するとともに、ニュク・ブンチャイ副首相らフンシンベック党内の反ラナリット派への支持と協力関係の維持を表明した。これを受けて反ラナリット派は2006年10月に臨時党大会を開催し、ラナリットを「歴史的党首」という名誉職に追いやり、ラナリットの義弟で駐ドイツ大使のカエウ・プットレアスマイを党首に選出した²²⁾。この決定に激しく反発したラナリットは、同年11月

にノロドム・ラナリット党を旗揚げして自ら党首に就任した。こうしてファン・センは、1990年代と同様²³⁾、フンシンベック党の内紛に関与することで、同党のさらなる分断を図ることに再び成功したのである。

ラナリットに対する攻撃はさらに続いた。2006年12月、ラナリットとその側近が国民議会議員職から、ラナリットの異母弟が上院議員職から免職された。さらにラナリットは、フンシンベック党本部の売却に絡む背任の容疑で同党に告訴されたほか、重婚禁止法に違反したとして²⁴⁾、妻ノロドム・マリー・ラナリットからも告訴された。2007年3月、背任罪で禁錮18カ月と罰金15万米ドルの有罪判決が下されると、ラナリットは収監を免れるために、直ちにマレーシアへ向けて出国した。その結果、ラナリットは2008年総選挙に参加できず、政治生命を絶たれるに至った²⁵⁾。

他方、ラナリット議長辞任後の国民議会では、人民党名誉党首のヘン・サムリン第1副議長が議長に昇格した。また、フンシンベック党に割り当てられていた4つの委員会委員長ポストの半分(第4委員会と第5委員会)がサム・ランシー党に付与された²⁶⁾。これにより国民議会常任委員会の構成は、人民党7人、フンシンベック党3人、サム・ランシー党2人となり、フンシンベック党の影響力は相対的に低下した(表4-1を参照)。また、サム・ランシー党は各委員会に2人ずつ加わり、委員会審議に参加できるようになった(表4-3を参照)。

さらに2006年4月には、グループ制にも変更が加えられた。グループ形成に必要な議員数が13人以上から10人以上へと削減された結果、人民党は2グループ増えて7グループ、フンシンベック党は2グループのまま変わらず、サム・ランシー党は1グループ増えて2グループを形成するようになった。こうしてサム・ランシー党が議会の政策決定過程に再び参画する一方で、フンシンベック党はその影響力を低下させたのである。

3. 2008年総選挙への議会工作の影響

人民党による分断工作によってフンシンベック党とノロドム・ラナリット党に分裂した王党派は、2007年地方選挙において惨敗した。人民党とサム・ランシー党の得票率がそれぞれ60.82パーセントと25.19パーセントであったのに対して、フンシンベック党とノロドム・ラナリット党の得票率は、それぞれ5.36パーセントと8.11パーセントにすぎなかった（表4-4を参照）。

さらに2008年総選挙が近づくと、人民党はフンシンベック党やサム・ランシー党の幹部に、次期政権における主要ポストの提供を約束して人民党への移籍を促した。フンシンベック党所属の内閣構成員のうち、2008年1月に女性大臣、儀典・宗教大臣、民間航空庁長官が人民党へ移籍したほか、同年4月には上級大臣のひとりもフンシンベック党を離党した。さらに同年5月には、フン・センが人民党に移籍したフンシンベック党とサム・ランシー党の幹部を各省の副長官に任命したことをきっかけに、他党から人民党への移籍

表 4-4 第2期行政区・地区評議会選挙の結果（2007年4月）

政党名	投票率67.87% 参加政党数12			
	得票数	得票率	議席数 (うち議長)	議席占有率 (うち議長) (%)
カンボジア人民党	3,148,533	60.82	7,993 (1,591)	70.40 (98.15)
フンシンベック党	277,545	5.36	274 (2)	2.41 (0.12)
サム・ランシー党	1,303,906	25.19	2,660 (28)	23.43 (1.73)
クメール民主党	7,685	0.15	0 (0)	0 (0)
ノロドム・ラナリット党	419,791	8.11	425 (0)	3.74 (0)
ホーン・ダラー民主運動党	8,762	0.17	1 (0)	0.01 (0)
民主連合党	1,453	0.03	0 (0)	0 (0)
その他	9,194	0.18	0 (0)	0 (0)
有効票	5,176,869	97.80	-	-
無効票	116,458	2.20	-	-
合計	5,293,327	100	11,353 (1,621)	100

(出所) 国家選挙委員会 (NEC) 発表の選挙結果をもとに筆者作成。

(注) 網掛け部分は与党を示す。

が相次いだ。人民党は選挙での勝利に向け、自らに有利な政治環境の整備を着々と進めたのである。

こうした状況のなかで実施された2008年総選挙の結果は、123議席中、人民党が3分の2を上回る90議席を獲得して圧勝した。2007年地方選挙で躍進したサム・ランシー党は、前回比2議席増の26議席にとどまった。初めて選挙に参加した人権党は²⁷⁾、3議席を獲得して第三党となる健闘をみせた。王党派のノロドム・ラナリット党とフンシンベック党は、2007年地方選挙に続く惨敗となり、ともに2議席ずつしか獲得できなかった(表4-2を参照)。

以上のように、人民党は第3期国民議会において議事運営手続きを自らに有利なものに改変しつつ、前半期にはフンシンベック党を取り込む一方でサム・ランシー党を排除した。しかし単独内閣の樹立を可能にする2006年3月の憲法改正の際には、一転してサム・ランシー党を取り込み、その後はフンシンベック党の排除と分断を図った。人民党は政治状況に応じて取り込みと分断の対象を巧みに変えることで反対勢力の弱体化や封じ込めを図り、2007年地方選挙と2008年総選挙に向けて自らに有利な政治環境を構築したのである。これらの選挙でフンシンベック党の弱体化が一気に進み、サム・ランシー党が伸び悩んだという結果は、人民党による議会工作が効果的に機能したことを示している。

第3節 第4期国民議会(2008~2013年)

本節では、2008年総選挙後から2013年総選挙までの政治動向を跡づけながら、第4期国民議会(2008~2013年)において人民党がどのように反対勢力の取り込み・分断と弱体化を図ったのか、その過程を明らかにする。それとともに、第3期と第4期の国民議会における人民党の対野党工作の相違点を検証し、それが2013年総選挙に与えた影響について論じる。

1. フンシンベック党とノロドム・ラナリット党の取り込み

2008年総選挙後の組閣に際して、人民党はフンシンベック党からの移籍者に加えて、サム・ランシー党からの移籍者35人以上にも各省の長官や副長官ポストを与えることで (Thayer 2009, 91)、党内に幅広く利益を分配した。さらに、人民党は単独内閣の樹立が可能であったが、フンシンベック党のさらなる取り込みと分断をねらい、引き続き同党との連立を維持した。すなわち人民党は、2008年総選挙後に野党とともに選挙結果の受け入れを拒否したフンシンベック党のカエウ・プットレアスマイ党首、ルー・ラーイスレーン第1副党首、シソワット・セレイロアト第2副党首らの入閣を拒否する一方で、人民党との協調路線をとるニユク・ブンチャイ幹事長とその支持者に閣内の役職を与え、フンシンベック党内の路線対立を煽ったのである。

こうして2008年9月に発足したフン・セン新内閣は、前内閣と比較して副首相が7人から9人へ、上級大臣が15人から16人へ、大臣会議官房および25省の長官が5～7人から6～16人へ増加したほか、首相特命大臣8人のポストが新設された。その結果、内閣構成員の数は前内閣の171人を上回る235人にまで肥大化した (山田 2011, 145)。フンシンベック党からの入閣者は副首相ひとり、上級大臣4人、各省の長官がおおよそひとりずつのみとなり、人民党は1993年以来初めて、各省の大臣ポストを独占することになった。

同じく2008年9月に発足した第4期国民議会では、人民党が正副議長ポストと各委員会の委員長ポストを独占した。国民議会常任委員会が単一政党によって構成されるのは、1993年以来初めてのことであった (表4-1を参照)。人民党はまた、フンシンベック党とノロドム・ラナリット党の議員ひとりずつに委員会の委員ポストを付与したほか (表4-3を参照)、両党の議員を人民党議員のグループに加えることで、両党に本会議で発言する機会を提供した。

人民党が連立パートナーであるフンシンベック党だけでなく、ノロドム・

ラナリット党までも取り込もうとした理由は、野党による大臣または内閣に対する不信任決議案の提出を回避するためであったと考えられる。これらの議案の提出には議員30人以上が必要とされるため（憲法第98条）、人民党はフンシンベック党（2議席）とノロドム・ラナリット党（2議席）が、サム・ランシー党（26議席）と人権党（3議席）と連携しないよう分断することで政権運営の安定化をめざしたのである。

2. サム・ランシー党と人権党の排除

人民党はフンシンベック党とノロドム・ラナリット党の取り込みを図る一方で、反人民党色の強いサム・ランシー党と人権党を、国民議会の実質的な政策決定過程から完全に排除した。両党は国民議会常任委員会に加われなかっただけでなく、各委員会の委員ポストさえも得られなかったのである（表4-1および表4-3参照）。その結果、両党の議員は本会議の数日前にならないと法案を入手できなかつたり、本会議の当日に初めて法案を手にしたりするなど、法案の内容を十分に検討できないまま本会議に臨まなければならなかつた²⁸⁾。また、10議席に満たず単独でグループを形成できない人権党は、他政党のグループに入ることを拒否したため、サム・ランシー党との合流に合意して同党のグループに加わった2012年8月まで、発言の機会がまったく与えられなかつた。

さらに人民党は、最大野党のサム・ランシー党の弱体化を図るべく、2009年から2011年にかけてサム・ランシー党議員4人の議員特権を相次いで剥奪した。議員特権の剥奪には議員総数の3分の2の賛成が必要であるが、2008年総選挙で議会の7割以上を占める議席を得た人民党は、単独で議員特権剥奪の議決が可能となったのである。

議員特権剥奪の最初の標的は、党首のサム・ランシーであった。同党首は、2008年総選挙で人民党指導者を批判したことに対する罰金（約2500米ドル）の支払い命令を拒否したとの理由で2009年2月に1度、さらに対ベトナム国

境画定作業用の国境目印の杭を引き抜いたとの理由で同年11月にも再び議員特権を剥奪された。また2009年6月には、首相や国軍将官に対する名誉毀損を理由にムー・ソックフオとホー・ヴァンが、さらに2011年12月には、逮捕・勾留された党員の逃亡を幫助したとの理由でチャン・チェーンが、それぞれ議員特権を剥奪された。

サム・ランシー党にとってとりわけ大きな打撃となったのは、党首が器物破壊と文書偽造などの罪で禁錮12年の実刑判決を受け、2009年11月の議員特権剥奪に先立ち出国を余儀なくされたことである。以後、サム・ランシーは2013年総選挙の直前に恩赦を受けて帰国するまで、約3年9カ月におよぶ亡命生活を送ることとなる。この間、サム・ランシー党は党首不在のなかで、2012年1月の第3期上院議員選挙と同年6月の第3期行政区・地区評議会選挙（以下、2012年地方選挙）を戦わなければならなかった。

3. 救国党の結成と2013年総選挙への議会工作の影響

国民議会の実質的な政策決定過程から排除されたサム・ランシー党と人権党は、2012年地方選挙と2013年総選挙に向けた両党の合流を視野に入れ、2009年1月に同盟関係を結んだ。合流条件などに関する協議が進められていた2011年5月、人民党は両党の合流を妨害すべく、フン・セン首相と人権党のクム・ソカー党首が2007年7月に行った電話会談の録音を報道機関にリークした。この会話には両者がともにサム・ランシー党とサム・ランシーの指導力を批判する内容が含まれており、人民党はサム・ランシー党と人権党の相互不信を増長させようとしたのである。以後、両党の合流に向けた協議は進展せず、両党は個別に2012年地方選挙に参加することになった。

2012年地方選挙の結果は、人民党が61.80パーセントの票を得て、1633選挙区中1592選挙区で第一党となり圧勝した。他方、サム・ランシー党は得票率20.84パーセント、22選挙区で第一党となり、地方選挙初参加の人権党は得票率9.88パーセント、18選挙区で第一党となった（表4-5を参照）。2007

表 4-5 第3期行政区・地区評議会選挙の結果（2012年6月）

政党名	投票率65.13% 参加政党数10			
	得票数	得票率	議席数 (うち議長)	議席占有率 (うち議長) (%)
カンボジア人民党	3,631,082	61.80	8,292 (1,592)	72.36 (97.49)
フンシンベック党	222,663	3.79	151 (1)	1.32 (0.06)
サム・ランシー党	1,224,460	20.84	2,155 (22)	18.81 (1.35)
ノロドム・ランリット党	170,962	2.91	52 (0)	0.45 (0)
民主連合党	26,916	0.46	8 (0)	0.07 (0)
人権党	580,483	9.88	800 (18)	6.98 (1.10)
カンボジア国籍党	16,616	0.28	1 (0)	0.01 (0)
その他	2,537	0.04	0 (0)	0 (0)
有効票	5,875,719	98.03	-	-
無効票	118,273	1.97	-	-
合計	5,993,992	100	11,459 (1,633)	100

(出所) 国家選挙委員会 (NEC) 発表の選挙結果をもとに筆者作成。

(注) 網掛け部分は与党を示す。

年地方選挙と比べてサム・ランシー党の得票率は4.35パーセント減少しており、反人民党票をサム・ランシー党と人権党が奪い合う形となった。ここで注目すべきは、サム・ランシー党と人権党の得票率の合計が2008年総選挙時の28.53パーセントから30.72パーセントに微増していることに加えて、両党の議席数の合計が第一党の人民党の議席数を上回る選挙区が複数生じた点である⁽²⁹⁾。2012年地方選挙の結果は、両党が合流すれば反人民党票の受け皿としてさらに党勢を拡大し得ることを示すものであった。

こうした選挙結果を受けて、両党は合流に向けた動きを加速させた。2012年地方選挙から2カ月後の2012年7月、両党はフィリピンのマニラで首脳会談を開催し、サム・ランシーを党首、クム・ソカーを副党首とする新党の設立に合意した。両党は翌8月に救国党という名称で内務省に登録し、2013年4月に第1回党大会を開催した。救国党には複数の王族や元フンシンベック党幹部も加わり、教員組合や労働組合の著名な指導者が相次いで救国党への支持を表明するなど、人民党に批判的な勢力の結集が実現した。

これに対して、人民党は2013年5月から7月の総選挙までに、サム・ラン

シー党議員と人権党議員ら29人の議員資格を剥奪したり、救国党副党首に就任したクム・ソカーを標的とした法律を制定したりするなど、国民議会を利用して救国党への攻撃を強めた。

まず、人民党議員12人で構成される国民議会常任委員会は同年6月5日、サム・ランシー党議員24人、人権党議員3人、ノロドム・ラナリット党議員2人の計29人の議員資格を剥奪することを議決した。その理由は、2013年総選挙の立候補政党および候補者登録において、上記のサム・ランシー党議員と人権党議員が救国党員として候補者登録を行い、同様にノロドム・ラナリット党議員がフンシンベック党員として候補者登録を行ったためであった。人民党は次のような論拠で、この決定の法的正当性を強調した。まず選挙法第120条は、国民議会議員がその地位を喪失する要件のひとつとして、所属政党の党員資格を喪失した場合を挙げている。そして政党法第15条は、同時に複数の政党の党員になることを禁じている。したがって救国党やフンシンベック党の候補者名簿に登録された上記29人は、すでにサム・ランシー党や人権党、ノロドム・ラナリット党を離党しているため議員の資格を失う、というものである³⁰⁾。

この決定が6月27日から始まる選挙運動の前になされたことから、議員資格剥奪のねらいは、不逮捕特権の剥奪と議員歳費・各種手当での支給停止によって、野党の選挙運動を制限することにあつたのではないかと考えられる³¹⁾。

人民党はまた、事実上の亡命生活を余儀なくされていたサム・ランシーに代わって救国党を率いるクム・ソカーの失墜を画策した。クム・ソカーは5月18日の地方遊説の際、ポル・ポト時代に約1万4000人が尋問と拷問の末に処刑されたトゥオル・スラエン刑務所（通称、S-21）はベトナムによる捏造であると述べたとされ、人民党はその録音を政府のウェブサイト上で公開した。

フン・セン首相は5月27日、ポル・ポト政権による犯罪を否認することを禁止する法律の制定を指示し、人民党議員は6月7日の国民議会臨時会にお

いて「民主カンブチア政権下の犯罪の否認に反対する法律」を可決した。また、人民党の統制下にある各種メディアがクム・ソカーの発言を繰り返し取り上げると、クム・ソカーに謝罪を要求する抗議集会が各地で開催された。そして6月14日には、トゥオル・スラエン刑務所の生存者らが上記法律に基づきクム・ソカーを告訴するに至った。プノンベン初等裁判所が選挙運動解禁日の6月27日にクム・ソカーに出頭を命じたことも、この一件がきわめて政治的であることを示唆している。

さらにクム・ソカーは別件でも告訴された。6月13日、クム・ソカーの愛人と称する女性が記者会見を開催し、6月上旬にプレイ・ヴェーン州で開催された集会で、彼女の母親がクム・ソカーに経済的援助を求めようとしたところ、クム・ソカーがボディガードに命じて彼女の母親に暴行を加えたと主張した。人民党は6月18日、この「愛人」がクム・ソカーとの不倫関係を詳細に語ったインタビューの録音を、政府のウェブサイトに掲載した。「愛人」の母親はクム・ソカーを告発したが、暴行があったとする彼女の主張を覆す多数の目撃証言があり、この一件もクム・ソカーを陥れるために政治的に仕組まれたものとする見方が一般的である。

選挙運動が後半戦に入った7月12日、フン・センはサム・ランシーの要請を受け入れ、「国民和解の精神と複数政党制による民主主義の原則に基づき選挙を実施するため」との理由で、ノロドム・シハモニー国王にサム・ランシーに対する恩赦を申請した。恩赦は即日付与され、サム・ランシーは7月19日、空港から都心の民主広場に至る約9キロの沿道を埋め尽くす救国党支持者10万人の熱烈な歓迎を受け、約3年9カ月ぶりの帰国を果たした（山田2013, 5）。

フン・センが恩赦の付与に同意したのは、サム・ランシーが国連や欧米の援助供与国に対するロビー活動を展開していたこともあり、帰国を認めなかったり、または帰国後に逮捕したりすれば、サム・ランシーの処遇をめぐる問題が国際化し、選挙の正当性に疑義を呈されることを回避するためではないかと考えられる（山田2013, 5）。

こうした経緯で実施された2013年総選挙の結果は、国内外に大きな驚きを与えた。人民党は全123議席の過半数を維持したものの、改選前の90から68へと大幅に議席を減らした。これとは対照的に、救国党は55議席を獲得する躍進を果たしたのである（表4-2を参照）。

以上のように、人民党は第4期国民議会においてフンシンバック党とノロドム・ラナリット党を取り込む一方で、最も脅威となり得るサム・ランシー党と人権党を一貫して排除した。つまり反人民党色の強い2党の取り込みを一切行わなかったのである。両党を議会の実質的な政策決定過程から完全に閉め出したことにより、人民党にとってきわめて「効率的」な議会運営が可能となる一方、結果的にサム・ランシー党と人権党の協力関係の構築を促すことになった。そして両党が救国党として合流した後も、人民党は救国党に移籍した議員の議員資格を剥奪したり、救国党副党首の失墜を画策したりするなど強硬な姿勢を維持し、救国党の取り込みや分断を図ることはなかった。人民党は第4期国民議会を完全に支配していたがゆえに、第3期国民議会とは異なり、明示的な反対勢力を取り込む必要性に迫られていなかったともいえる。しかしその結果、救国党の結成の回避や結成後の分裂を実現することができず、2013年総選挙で大幅に議席を減らすことになったのである。

おわりに

本章では、第3期および第4期国民議会において、人民党がどのように明示的または潜在的な反対勢力の取り込み・分断や弱体化を図り、自らに優位な政治環境を構築しようとしたのか、その過程を詳細に検討した。そのうえで、第3期と第4期の取り込み・分断対象を比較し、第4期でも反対勢力の取り込みと分断を図ったものの、最大の脅威となり得る2党については排除するのみで一切の取り込みを行わなかったことを指摘した。そして、そのことが結果的に反人民党勢力の合流を促すことになり、2013年総選挙に向けて

有利な環境を構築できなかったことを明らかにした。以下、本章における議論の流れを整理する。

第1節では、「複数政党制に立脚した自由民主主義体制」を標榜する現体制下のカンボジアにおける選挙と議会の位置づけを確認した。まず、政権を獲得するためのルールとして複数政党制による定期的選挙が定着しており、選挙に勝利することが人民党支配にとって最も重要な正当性の源泉となっている。一方、国民議会は政治ポストや権力機関として二次的な地位におかれ、国民や援助機関だけでなく研究者もさほど関心を示してこなかった。しかし内外の関心の低さゆえに、人民党が議会の意のままに操作できる環境が整っていたともいえる。

第2節では、人民党が第3期国民議会において、議事運営手続きを自らに有利なものに改変しつつ、政治状況に応じて取り込みと分断の対象を巧みに変えることで反対勢力の弱体化や封じ込めを図ったことを論じた。2007年地方選挙と2008年総選挙の結果は、国民議会における人民党の対野党工作が同党の勝利に寄与する重要な役割を担っていることを示している。

第3節では、人民党は第4期国民議会において、最も脅威となり得る明示的な反対勢力の取り込みを行わなかったため、救国党の結成を回避できなかったことを指摘した。なお、人民党には選挙から救国党を完全に排除する選択肢はなかった。救国党を選挙から閉め出してしまうと選挙の正当性に内外から疑義を呈され、結果的に人民党支配の正当性が損なわれるからである。2013年総選挙では救国党が変革を求める多くの若年層をはじめとする反人民党票の受け皿となり、人民党は大幅に議席を減らす結果となった。

以上の検討から、多くの権威主義体制で観察されるように、カンボジアでも議会が権威主義体制を維持するための一手段として活用されていることが確認できる。そしてカンボジアの事例が示す重要な点として、議会における取り込みや分断の対象次第では、選挙結果に大きな違いをもたらす要因になり得ることが挙げられる。より具体的にいえば、最も脅威となり得る野党を排除するのみで取り込みを図らなければ、必ずしも与党に有利な政治環境を

創出できるとは限らないのである。これが、2013年総選挙において人民党が大幅に議席を減らした理由のひとつといえる。これまでのカンボジア研究では、国民議会は人民党や政府の決定を追認するゴム印機関にすぎないとしてあまり注目されてこなかったが、じつは選挙戦略という点において国民議会は重要な役割を担っているのである。

2013年総選挙で救国党が躍進した結果、人民党による議会指導部ポストの独占状態は崩れ、少なくとも国民議会においては勢力均衡に近い状態が生まれた³²⁾。人民党にとって選挙に勝利することが今後も最大の課題であることは変わらないが、国民議会を選挙戦略の一手段として排他的に活用することは難しくなるため、国民議会の位置づけも自ずと変わることが予想される。すでに救国党は委員長ポストを獲得した委員会において、複数の大臣に出席を求めて質問や要請を行っているほか、市民社会組織や土地紛争の被害者らを招聘し、国民の意見や不満を収集しようとする動きをみせている。

こうした状況の変化を受けて、人民党は救国党の取り込みと分断をねらいつつも、救国党の公約の一部を政策に取り入れるなど、国民の支持獲得のために国民議会を活用することも考えられる。国民議会は今後のカンボジア政治において、これまで以上に重要な役割を果たす可能性があり、もはや軽視できる存在ではないのである。

〔注〕

- (1) 1979年1月の政権掌握時の党名は「カンブチア共産党」。1981年5月の第4回党大会で「カンブチア人民革命党」に改称し、さらに、マルクス・レーニン主義を放棄した1991年10月の臨時党大会で「カンボジア人民党」に改称した。
- (2) 本章における「反対勢力」には、サム・ランシー党など明示的な反対勢力としての野党だけでなく、潜在的な反対勢力として連立与党のフンシンベック党も含むものとする。なぜならば、フンシンベック党は野党と共闘して選挙結果に異議を唱えるなど、常に人民党との協調路線をとるとは限らないからである。
- (3) 実質 GDP 成長率は、2007年に10.2%、2008年に6.7%と高い成長率を記録し

たが、2008年総選挙は原油高や食料価格の高騰などインフレ率が上昇するなかで実施された。他方、2012年と2013年の実質 GDP 成長率はそれぞれ7.3%と7.4%で引き続き高い成長率を維持し、インフレ率も落ち着いていた。カンボジア王国経済財政省ウェブサイト (<http://www.mef.gov.kh/>) 2015年4月24日閲覧。

- (4) 首相は国民議会議員でなければならないが、その他の閣僚は国民議会に議席を有する政党の党員であれば、国民議会議員である必要はない。したがって、議員就任を辞退した者であっても閣僚に就任することは可能である。
- (5) 2004年7月に発足した連立内閣では、人民党幹部20人が大臣ポスト（首相、副首相、上級大臣を含む）を獲得したが、このうち国民議会議員職を兼任したのは8人のみであり、12人が議員就任を辞退した。また、2008年9月に発足した連立内閣では、人民党幹部46人が大臣ポスト（首相、副首相、上級大臣、新設の首相補佐特命大臣を含む）を獲得したが、このうち国民議会議員は党中央委員会常任委員ら10人にすぎなかった。ただし、議員を兼職していない36人のなかには、選挙に立候補しなかった党幹部が複数含まれているため、36人全員が議員就任を辞退したわけではない。
- (6) これに対して文民官僚の最低賃金は、2014年時点で月額わずか約106米ドルであった。カンボジア王国経済財政省ウェブサイト (http://www.mef.gov.kh/documents/mustsee/NA-Presentation_20-Nov-2014.pdf) 2014年12月10日閲覧。
- (7) 2014年8月の国民議会内規の改正によって、調査・浄化・反汚職委員会（第10委員会）が新設されたこととともない、常任委員会の構成は13人となった。
- (8) 2012年3月の第3期上院の発足に伴う人民党内の人事異動により、同年4月以降、第4期国民議会常任委員12人のうち、党中央委員会常任委員が5人、党中央委員が4人となった。
- (9) 国営テレビが放送する本会議の様子は生放送ではなく、編集を加えた内容となっている。この放送内容は以下のウェブサイトで視聴可能である。
<http://www.khmerlive.tv/archive/?q=National+Assembly/> 2015年2月14日閲覧。
- (10) 2014年10月時点で、各議員が選挙区を訪問した際に執務を行う場として、議員事務所 (*kariyalay damnang reastr*) が24選挙区中、カエプ州とバイリン州、ウッド・ミアン・チェイ州を除く21選挙区に設置されている。しかし、人材や事務用品・機器が十分に整備されていないため十分に機能していない (COMFREL 2010, 47; 2015, 22)。
- (11) 国連や EU 諸国の一部は、国民議会および議員の動向を恒常的にモニタリングする唯一の団体である選挙監視 NGO 「カンボジア自由公正選挙委員会 (Committee for Free and Fair Elections in Cambodia: COMFREL)」 のプロジェクトに対する資金援助を続けている。
- (12) 第3期国民議会では、2006年3月に議長の交代をはじめ議会指導部の構成

- が大きく変化した。そこで本章では、2006年3月を境に第3期国民議会を前半期と後半期に分けることとする。
- (13) 2005年8月、軍事裁判所はチアム・チャンニーに禁錮7年の有罪判決を下した。その後、2006年2月に恩赦が付与され釈放されるまで、チアム・チャンニーは軍事刑務所に収監された。
 - (14) 国民議会本会議の定足数は、憲法と国民議会内規で規定されている。
 - (15) 2014年10月28日、国民議会におけるチアム・ジアブ国民議会第2委員会委員長兼人民党中央委員会常任委員への筆者による聞き取り。なお、グループ制は同議員らが視察したドイツ連邦議会の制度を参考にしたという。
 - (16) 実際に、筆者が2008年2月27日に第3期国民議会第7回常会を傍聴した際、サム・ランシー党のユム・ソヴァン議員が、審議中の法案に対する意見とともに政府を批判する発言を行った。人民党のヘン・サムリン議長は法案に対する意見のみ述べるように注意したが、ユム・ソヴァン議員がなおも政府批判を続けたため、同議員のマイクの電源を切り、それ以上の発言を封じた。
 - (17) カンボジアの行政区分は憲法上、3層制となっている。首都 (*reatheani*) は区 (*khan*) に、区は地区 (*sangkat*) に区分けされ (首都一区一地区)、州 (*khet*) は市 (*krong*) または郡 (*srok*) に、市または郡はそれぞれ地区または行政区 (*khum*) に区分けされる (州一市・郡一地区・行政区)。さらに正式な行政単位ではないが、地区・行政区の下に村 (*phoum*) が位置する。
 - (18) 1993年9月に公布されたカンボジア王国憲法は、内閣に対する信任に関して、議員総数の3分の2という特別多数を採用した。この内閣信任に関する「3分の2条項」は、「カンボジアの平和の回復・維持と国内の和解の促進」というパリ和平協定の理念を引き継いだものであり、人民党とフンシンベック党による権力分有体制という、1993年以降のカンボジア政治のあり方を規定する枠組みであった (山田 2007, 39)。
 - (19) 2006年2月末、国民議会はサム・ランシー、チア・ポーイ、チアム・チャンニーの議員特権の回復を議決した。
 - (20) 定足数の削減は議員の出席率の低下をもたらした。平均出席者数は、定足数削減前は97人であったが、定数削減後には89人に減少した (COMFREL 2009, 9)。
 - (21) 人民党とフンシンベック党は1993年以降、閣僚ポストや州知事・市長ポストを一定の割合で両党に割り当てる権力分有体制を維持してきた。2004年6月に両党が調印した連立協定では、ポスト配分の割合は、人民党が6割、フンシンベック党が4割であった。
 - (22) ラナリットの排除にフン・センが関与したことは明らかである。カエウ・プットレアスマイは筆者に対して、フン・センから党首就任の要請があったことを認めたとうえで、人民党とフンシンベック党による連立内閣の安定を維

持するために党首就任を引き受けたと述べた。2011年11月4日、プノンベン都のカエウ・プットレアスマイ党首の自宅における、同氏への筆者による聞き取り。

- (23) フン・センは、1997年の「7月政変」後にフンシンベック党内の反ラナリット派のウン・フオトをラナリットに代わる第1首相として支持したほか、1998年総選挙に向けて反ラナリット派の党幹部がフンシンベック党を離党して旗揚げした諸政党と同盟関係を結ぶなど、フンシンベック党の分裂を促した。
- (24) フン・センは、ラナリットの女性問題が汚職や縁故主義を招き、政治に悪影響を及ぼしていると以前から批判していた。人民党による議員立法によって2006年9月に国民議会で可決され、同年10月に公布された重婚禁止法は、実質的にはラナリットを標的としたものであった。フン・センは、同法にもとづきラナリットを告訴したマリー・ラナリットを上級大臣に任命したほか、フンシンベック党の党首に就任したカエウ・プットレアスマイを副首相に任命した。ラナリットに対する一連の攻撃の背後には、ラナリットの政治生命を絶とうとするフン・センの思惑があった。
- (25) ラナリットが国王の恩赦を受けて帰国を果たしたのは、2008年総選挙後の組閣が終わった同年9月末のことであった。ラナリットは同年10月に政界引退を発表し、同年12月に国王の主席顧問に任命された。その後、2010年12月にノロドム・ラナリット党の党首として政界復帰したが、2012年8月に再び政界引退を表明した。しかし2014年3月、王党派を糾合する新党「王党派国民の共同体党 (*Kanapak Sangkum Reastr Reacheathipatey*)」の旗揚げと政界復帰を表明した。さらに2015年1月には、フン・センの政治的支持を受け、フンシンベック党に復党して党首に就任した。これにより、王党派は約8年間におよぶ分裂状態を経てひとつに統合された。
- (26) ただし、第4委員会と第5委員会では連立与党（人民党とフンシンベック党）が過半数を占めたため、サム・ランシー党の委員長ポストは名目だけで実権の伴わないものであった。2014年5月20日、救国党本部におけるソン・チャイ国民議会当選議員兼救国党常任委員への筆者による聞き取り。同氏は第2期国民議会で第9委員会委員長、第3期国民議会の後半期に第5委員会委員長を務めた。
- (27) 仏教自由民主党の国民議会議員（1993～98年）とフンシンベック党の上院議員（1999～2002年）を歴任した後、米国からの資金援助を得て人権NGO「カンボジア人権センター（Cambodian Center for Human Rights: CCHR）」を設立したクム・ソカーが、2007年1月に旗揚げした政党。
- (28) 2014年8月28日、国民議会におけるキー・ヴァンダラー国民議会議員兼救国党財政局長への筆者による聞き取り。

- (29) たとえば、最も多くの選挙区を有するコンボン・チャーム州では、173選挙区のうち少なくとも10選挙区で、サム・ランシー党と人権党の議席数の合計が第一党の人民党の議席数を上回った。
- (30) この決定に先立つ2013年5月7日、第4期国民議会第9回常会において、サム・ランシー党のユム・ソヴァン議員は、自身がサム・ランシー党を離党して救国党に所属していると発言した。これに対して人民党のヘン・サムリン議長は、国民議会に議席を有するのはサム・ランシー党であり、救国党という名の政党は国民議会に存在しないと、ユム・ソヴァンの発言を述べて注意を促した。ただし、この時点では2013年総選挙の立候補政党および候補者登録がまだ終わっていなかったため、人民党は各党の候補者名簿が確定した後に29人の処分動いたと考えられる。
- (31) カンボジアでは政党交付金制度が存在しないため、政治資金が潤沢でない野党議員は通常、自費で日々の政治活動を行っている。とりわけ選挙区が遠隔地にある議員は、毎週地元に戻るためのガソリン代だけで相当な支出となり、議員歳費・各種手当てだけでは不十分であるという。2014年8月28日、国民議会におけるユム・ソヴァン国民議会議員兼救国党執行委員会委員長への筆者による聞き取り。
- (32) 2014年7月の人民党と救国党による政治合意にもとづき、同年8月に国民議会において両党による権力分有が実現した。具体的には、国民議会第1副議長ポストと、10の委員会のうち半分の委員長ポストが救国党に配分されたほか、10の委員会すべてに救国党議員が加わった。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 天川直子 2003. 「カンボジア／開発援助は恩恵か、制約か」『アジア研ワールド・トレンド』(99) 12月：32-39.
- 2004. 「2003年のカンボジア——新政府の不在——」『アジア動向年報2004』アジア経済研究所, 233-252.
- 2005. 「2004年のカンボジア——新政府の成立——」『アジア動向年報2005』アジア経済研究所, 249-268.
- 2009. 「2008年のカンボジア——人民党の圧勝——」『アジア動向年報2009』アジア経済研究所, 213-232.
- 久保慶一 2013. 「権威主義体制における議会と選挙の役割」(特集にあたって)『アジア経済』54(4) 12月：2-10.
- 山田裕史 2007. 「バリ和平協定15年目のカンボジア——権力分有体制から人民党一

- 党支配体制へ——』『アジア研ワールド・トレンド』(136) 1月:36-39.
- 2011. 「ポル・ポト政権後のカンボジアにおける国家建設: 人民党支配体制の確立と変容」博士論文 上智大学大学院外国語学研究所.
- 2013. 「変革を迫られる人民党一党支配体制」(特集カンボジア国家建設の20年)『アジア研ワールド・トレンド』(219) 2013年12月/2014年1月合併号:4-7.
- 2014. 「カンボジア人民党による国民議会の掌握過程」山田紀彦編『一党支配体制下の議会——中国, ベトナム, ラオス, カンボジアの事例から——』(調査研究報告書)日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 四本健二 1999. 『カンボジア憲法論』勁草書房.

<クメール語文献>

- COMFREL (Committee for Free and Fair Elections in Cambodia). 2009. *Kar Sangket Saphea Ning Damnang Reastr: Rabaykar Pracham Nitikal Ti Bei (Kakkda 2004-Kanha 2008)* [議会および議員のモニタリング: 第3年次報告書 (2004年7月~2008年9月)]. Phnom Penh: COMFREL [プノンペン: COMFREL].
- 2010. *Lattphal Kar Sangket Saphea Ning Damnang Reastr: Rabaykar Chhnam Ti Muoi Nitikal Ti Buon (Kanha 2008- Kanha 2009)* [議会および議員のモニタリング結果: 第4期第1年次報告書 (2008年9月~2009年9月)]. Phnom Penh: COMFREL [プノンペン: COMFREL].
- 2015. *Rabykar Chhnam Ti Muoi Nei Nithikal Ti Pram (Kanha 2013- Tola 2014)* [第5期第1年次報告書 (2013年9月~2014年10月)]. Phnom Penh: COMFREL [プノンペン: COMFREL].
- Kanapak Pracheachon Kampuchea [カンボジア人民党]. 2006a. *Batbanhchea Phtai Knong Kanapak Pracheachon Kampuchea* [カンボジア人民党内規]. Phnom Penh: Kanapak Pracheachon Kampuchea [プノンペン: カンボジア人民党].
- 2006b. *Lekkhanthikak Kanapak Pracheachon Kampuchea* [カンボジア人民党規約]. Phnom Penh: Kanapak Pracheachon Kampuchea [プノンペン: カンボジア人民党].
- Khotkalay Samdech Chea Sim [チア・シム殿下官房]. 1998. *Rathsaphea Nitikal Ti Muoy 1993-1998* [第1期国民議会1993~1998年]. Phnom Penh: Khotkalay Samdech Chea Sim [プノンペン: チア・シム殿下官房].
- Krompruksa Thammanunh [憲法評議会]. 2010. *Raththammanunh Nei Preah Reacheanachakr Kampuchea* [カンボジア王国憲法]. Phnom Penh: Akka Lekhathikarthan Krompruksa Thammanunh [プノンペン: 憲法評議会事務局].
- Preah Reacheanachak Kampuchea [カンボジア王国]. 1997. *Chbap Sdei Pi Kanapak*

Nayobay [政党に関する法律].

- 2011. *Chbab Sdei Pi Karbohchhnaot Chrus Tang Damnang Reastr Ning Chbab Sdei Pi Visaothnkamm Chbab Sdei Pi Karbohchhnaot Chrus Tang Damnang Reastr* [国民議会議員選挙に関する法律および国民議会議員選挙に関する法律の改正に関する法律].
- Rathsaphea [国民議会]. 2003. *Rathsaphea Nei Preah Reacheanachakr Kampuchea* [カンボジア王国国民議会]. Phnom Penh: Akka Lekhathikarthan Rathsaphea [プノンペン：国民議会事務局].
- 2006a. *Batbanhchea Phtai Knong Rathsaphea* [国民議会内規]. Phnom Penh: Akka Lekhathikarthan Rathsaphea [プノンペン：国民議会事務局].
- 2006b. *Rabaykar Sdei Pi Sakmmphheap Rabas Rathsaphea Pracham Chham 2005* [2005年の国民議会の活動に関する報告書]. Phnom Penh: Akka Lekhathikarthan Rathsaphea [プノンペン：国民議会事務局].

<英語文献>

- Alagappa, Muthiah. 1995. "The Anatomy of Legitimacy." In *Political Legitimacy in Southeast Asia: The Quest for Moral Authority*, edited by Muthiah Alagappa, Stanford: Stanford University Press: 11-30.
- Albritton, Robert B. 2004. "Cambodia in 2003: On the Road to Democratic Consolidation." *Asian Survey* 44(1) Jan./Feb.: 102-109.
- Brown, Frederick Z. and David G. Timberman. 1998. "Introduction: Peace, Development, and Democracy in Cambodia—Shattered Hopes." In *Cambodia and the International Community: The Quest for Peace, Development, and Democracy*, edited by Frederick Z. Brown and David G. Timberman, New York: Asia Society: 13-31.
- Case, William. 2011. *Executive Accountability in Southeast Asia: The Role of Legislatures in New Democracies and under Electoral Authoritarianism*. Honolulu: East-West Center.
- Ear, Sophal. 2013. *Aid Dependence in Cambodia: How Foreign Assistance Undermines Democracy*. New York: Columbia University Press.
- Gandhi, Jennifer. 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. New York: Cambridge University Press.
- Heder, Steve. 2005. "Hun Sen's Consolidation: Death or Beginning of Reform?" In *Southeast Asian Affairs, 2005*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies: 111-130.
- Hughes, Caroline. 2009. "Reconstructing Legitimate Political Authority through Elections?" In *Beyond Democracy in Cambodia: Political Reconstruction in a Post-*

- Conflict Society*, edited by Joakim Öjendal and Mona Lilja. Copenhagen: NIAS Press, 31–69.
- Levitsky, Steve and Lucan. A. Way. 2006. “Linkage and Leverage: How Do International Factors Change Domestic Balances of Power?” In *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*, edited by Andreas Schedler. Boulder: Lynne Rienner, 199–216.
- 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lust-Okar, Ellen. 2005. *Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents and Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- McCargo, Duncan. 2005. “Cambodia: Getting Away with Authoritarianism?” *Journal of Democracy* 16(4) Oct.: 98–112.
- Peou, Sorpong. 2007. *International Democracy Assistance for Peacebuilding: Cambodia and Beyond*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Robertson, Graeme and Ora John Reuter. 2013. “Legislatures, Cooptation, and Protest in Contemporary Authoritarian Regimes.” Paper presented at the 2013 Annual Meeting of American Political Science Association. (<http://ssrn.com/abstract=2319460>)
- St. John, Ronald Bruce. 2005. “Democracy in Cambodia—One Decade, US\$5 Billion Later—What Went Wrong?” *Contemporary Southeast Asia* 27(3) Dec.: 406–428.
- Schedler, Andreas. 2006. “The Logic of Electoral Authoritarianism.” In *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*, edited by Andreas Schedler, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers, 1–23.
- 2013. *The Politics of Uncertainty: Sustaining and Subverting Electoral Authoritarianism*. Oxford: Oxford University Press.
- Thayer, Carlyle A. 2009. “Cambodia: The Cambodian People’s Party Consolidates Power.” In *Southeast Asian Affairs, 2009*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies: 85–101.
- Un, Kheang. 2011. “Cambodia: Moving away from Democracy?” *International Political Science Review* 32(5) Nov.: 546–562.